

令和 7 年度事業計画

社会福祉法人 福愛会

ケアハウス上河原

社会福祉法人 福愛会

ケアハウス上河原の理念

1. 個人の尊厳を旨とし、その人らしい生活が続けられるように、一人ひとりを大切にするケアの確立を追求します。
2. 安心して、幸せに暮らすことのできる、家庭的で明るい^{す ま い}生活空間の実現を目指します。
3. 地域や住民の方との交流・連携を深めるとともに福祉の充実に努め、地域社会に貢献します。

ケアハウス上河原

令和7年度 事業計画

団塊の世代が75歳を迎え、全国民の4人に1人が後期高齢者と報告されています。介護需要は今後ピークを迎えることが想定されますが、その一方で、介護業界を取り巻く状況は、深刻な人材不足と物価高騰の影響を受け、大変厳しい状況下にあります。

そのような中ではありますが、当施設におきましては地域に根ざした介護施設として一層の情報発信に努め、施設の特徴を活かしたサービスの提供を継続してまいります。

職員への対応につきましては、働き方改革の視点や魅力を感じて長く働いてもらえる環境作りが必要であると考えております。本年度は、新たに「業務支援用介護ソフト」を導入して介護業務の見える化と効率化を進め、職員が記録作業に要する手間と時間短縮を図り、心身ともに余裕をもって業務にあたることができる環境づくりを行い、有給休暇取得率の向上に努めてまいります。

施設管理につきましては、当施設も開設から丸20年を迎えることから、経年による劣化が生じており、今後、計画的な改修を進めていきたいと考えております。

経営環境は大変厳しい状況にありますが、人口構造の変化とともに大きく変わる社会の中で地域の介護と福祉の方向性を考え、ニーズに的確に対応できる開かれた施設を目指し、今後も社会福祉法人としての役割を担ってまいります。

『ケアハウス上河原』は、地域の人々に愛され“選ばれる住まい”として、家庭的で清潔な空間の中で、一人ひとりが‘自分らしく安心して暮らせる生活空間’になれるように、“ご利用者本位のケアサービスの提供”に努めます。また、ご利用者・ご家族様の意向に沿った看取りケアにも取り組みます。

さらに、職員研修の充実を図り、コミュニケーションのとれた明るく働きやすい職場とし、ご家族、地域の皆様のご協力をいただきながら信頼される施設運営を行ってまいります。

○ 事業運営基本方針

ご利用者の人間性を尊重し、自立心や夢を損なわないように配慮し、また、ご家族にも安心していただけるような明るく楽しく健全な施設環境づくりに努め、充実した健康管理や生活の介護が受けられる施設を目指します。

- ・ご利用者本位への意識改革を進めます。
- ・愛と笑顔の集まる生活空間をつくります。
- ・安心して過ごせるように、生活介護サービスを提供します。
- ・ご利用者に喜びを、ご家族に安心を提供します。
- ・守秘義務（『個人情報及び特定個人情報』並びに『プライバシー』の保護）を遵守します。

〈行動指針〉

- ・笑顔のあいさつと心のこもった声かけをします。
- ・利用者様の気持ちに寄り添い、居心地の良い場所^{すまい}を提供します。
- ・報連相を密に行い、利用者様の変化に速やかに対応します。

○ 事業内容

- ・老人福祉法：軽費老人ホーム
- ・介護保険法：指定居宅サービス、指定介護予防サービス
- ・事業所番号：3370301172
- ・サービスの種類：特定施設入居者生活介護
介護予防特定施設入居者生活介護
- ・利用者定員：50名

○ 基本事業

1. 利用者の生活環境の充実

毎日を生き生きと笑顔で過ごせるようにサポートし、『一人ひとりの個性に合わせた細やかな介護サービス、心のバリアフリー』を目指します。

2. 生活環境

入居者の方々に気持ちよく暮らしていただけるよう室内環境の整備、清潔の保持、趣味・娯楽面での活動の充実を図り、‘気づきの援助’の提供に努め、利用者が『自分で出来る喜び』を目指し、心身の健康と身体機能の維持回復に努めます。

〔計画作成担当〕

その人らしい生活’が続けられるように“ご本人の望まれる生活”の実現に向けて特定施設サービス計画書を作成します。

サービスの実施状況の把握と共に、モニタリングを行い、サービスの充実・向上を図ります。

(1) 施設サービス計画

- ・「特定施設サービス計画原案」を課題分析の結果及び利用者（家族）の希望に基づいて、他の専門職（施設長、介護職員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員、生活相談員等）と協議検討の上で作成します。
- ・「特定施設サービス計画書」の内容についてご家族に説明し、同意を得たうえで利用

者に交付します。

また、「個別サービス」の内容を、利用者（家族）に分かりやすく具体的に提示するために『生活援助プラン表』を作成し交付します。

- ・利用者、家族のご意見・ご要望を「特定施設サービス計画書」に反映できるように努めます。

〔介護・看護部門〕

笑顔と思いやりをもって、利用者が‘その人らしい生活’が続けられる“一人ひとりを大切にするケア”を目指します。

（２）生活指導

健康にして文化的な生活の確保と生活の自立を目標として、利用者一人ひとりの生活に合わせた助言及び指導を行います。また、充実した日常生活につながるよう利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味・教養・娯楽・文化に関する活動を幅広く行えるように援助し、利用者の‘心身の健康と機能の維持及び機能の回復’に努め、出来る限り『その人らしい“普通の生活”』を目指します。

（３）環境の整備

- ・居室、ホール、ベッドの清潔を保持し「気づきの介護」を行います。
- ・居室内の定期的な換気を行い温度管理に注意します。
- ・利用者一人ひとりに合わせた居住環境を作ります。

（４）個別機能訓練

- ・機能訓練指導員が特定施設サービス計画書を参考にして個別機能訓練計画の仮案を作成し、看護職員・介護職員・生活相談員・栄養士・その他職種の職員にて協議検討後、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画書を作成します。
- ・個別機能訓練計画書に基づいて計画的に個別機能訓練を行い、その効果、実施方法等について評価を行います。
- ・感染症の万延防止対策発令時は、体操やレクリエーションの会場を各階に分け、蜜を回避しながら実施していきます。

（５）健康管理

- ・利用者の普段の様子（行動・言動・バイタルサイン等）を観察し、“あれ！いつもと違う”という小さな気づきを大切にし、‘発熱等の症状や転倒等の事故’の発生の予防につなげていきます。
- ・利用者の現在の生活状態・病気の状態について、家族・主治医と連絡を密にとりながら、『利用者が最も希望する状態』で生活できるよう援助していきます。

- ・利用者の健康上の管理等を行うために、施設勤務者と看護職員が24時間連絡のとれる体制を確保し、主治医と連絡を取りながら対応します。
- ・利用者の病状の急変時等には、協力病院と連絡を取り対応します。
- ・利用者の健康の維持・管理のため“一日1,500cc以上の水分摂取”に取り組みます。
- ・食前に誤嚥予防のための口腔体操を行います。

(6) 感染症等の予防

- ・「結核・インフルエンザ・新型コロナウイルス・感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス等）・食中毒（O-157等）・MRSA」等の感染症の発生を防ぐため、日常の『予防対策』及び『発生時の対応方法』について当施設で行う内容をまとめ、スタッフミーティング等で共有化を図り、いつでも誰でも実施・対応できるようにします。
- ・感染性疾病の発生時の症状について知識を深め、協力病院からの指示等に基づき早期に対処していくことで、施設内での感染拡大を防ぎます。
- ・利用者及び職員の‘より良い健康管理と衛生管理’を心掛けます。
- ・食事前にアルコールでの手指消毒を行います。
- ・利用者及び出勤職員に毎日の健康観察（検温等）を実施します。
- ・インフルエンザ、肺炎球菌、新型コロナウイルスのワクチン接種を推進します。
- ・面会制限による認知症高齢者への影響をできるだけ減らすため、面会方法を工夫しながら可能な限り対面で顔の見える面会方法を実施していきます。

(7) レクリエーション

・年間行事計画

4 月 お花見	11 月 地域行事『お祭り』
5 月 端午の節句	12 月 クリスマス
母の日	1 月 地域行事『とんど』
6 月 父の日	2 月 豆まき
7 月 七夕	地域行事『節分祭』
8 月 地域行事『仏送り』	3 月 ひな祭り
9 月 敬老祝賀会	

・毎月行事

ぬり絵クラブ（週1回 PM）	書道クラブ（第2・4木曜日 PM）
誕生日会（第3日曜 AM）	カラオケクラブ（第1・3木曜日 PM）

[給食部門]

何よりも利用者の皆様を第一に考え、“生活に潤いをもたらす食事”の提供を目指します。

(8) 食事

栄養供給量の配分に留意し『利用者の嗜好に合った献立』を取り入れ、‘食べやすくおいしい’調理方法の工夫等により、利用者が進んで楽しい食事ができるように努めます。

- ・他職種と連携を図り利用者の状態の把握に努めます。
- ・利用者の「食事形態・病態・体調等」の変化に対応した食事作り（調理）を行います。

☆種類：カロリー制限食、塩分制限食、キザミ食、極細食、ミキサー食、経管栄養食、汁物トロミ付け等

- ・使用する食器（陶器・ガラス等）及び盛り付けを工夫し、‘より美味しく’感じただけの食事を提供します。
- ・地域の旬の食材を可能な限り活用し、また行事の時には、その内容にそった献立・食事作りを行い、皆さんに‘喜んで、楽しんで’いただけるように配慮します。
- ・調理施設・設備の衛生管理及び適切な調理方法を徹底し、食中毒（O-157・ノロウイルス・ロタウイルス等）を予防します。また、調理員の衛生管理にも注意し、常に危機感を持ち、日々の業務に取り組みます。
- ・利用者一人ひとりの嗜好を調査し、日々の献立に反映していきます。
- ・適温での食事を提供すると共に、心のこもった‘あたたかい食事作り’を心掛けます。
- ・非常災害時に備えて備蓄品の整備に努め、定期的に点検を行います。

(9) 防災対策

- ・火気の取扱いに万全を期し、施設内での火災発生要因の早期発見に努めます。
- ・火災に対しては地域の消防団等と連携をとって万全の対策を立てます。
- ・定期的に消防設備の点検を実施します。
- ・非常時の連絡体制を整備し、災害時等に備えます。
- ・地震や水害等、具体的な非常災害を想定して避難訓練を実施し、災害に対する意識を高めていきます。また、津山市災害情報メール配信システム及び緊急告知防災ラジオによる受信確認訓練を実施します。
- ・非常災害時に利用者の安全の確保が図られるように、行政や地域のほか、医療や福祉関係の事業所等と相互に支援・協力を行えるように努めます。
- ・非常災害時には、福祉避難所指定協定に基づき、津山市から依頼のあった福祉避難者を受け入れます。また、利用者に限らず地域の要援護者の受け入れ等、可能な限りの支援を行います。
- ・非常災害時に備えて備蓄品の整備に努め、定期的に点検を行います。
- ・大規模災害による停電時の対応のため、ポータブル発電機を設置しています。今後効率的な運用に向けて周辺備品の整備及び使用訓練を実施していきます。
- ・「洪水時の避難確保計画」及び「事業継続計画」を職員間で共有し非常時に備えます。

3. 地域における公益的事業

- ・地域にお住まいの高齢者、家族を対象に介護相談事業を行います。当法人の専門職が地域に出向き、介護相談や栄養指導などを無料で行います。
- ・AEDを地域の文化、スポーツ事業開催時に貸出し、安心して地域活動に取り組んでいただきます。また、必要により地域の皆さんを対象にAEDの使い方、救急救命講習を開催し緊急時の対応を学んでいただきます。
- ・津山市との「見守り協定」に従い地域の高齢者等の見守りを行います。
- ・津山市福祉施設連絡会及び岡山県地域公益活動推進センターの公益的事業に賛同し地域で協働して公益的事業に取り組みます。

4. 職員の資質向上

- ・穏やかに過ごせる空間を利用者に提供できるように、介護サービスの質の向上を図るため、職員の資質向上に努めます。
 - ※「今月の目標」として、その月の‘介護・看護・調理サービスの質の向上’について具体的な目標設定を行い、意識づけに努めます。
 - ※『みんなで決めた10か条』を実践していきます。
- ・職員研修の充実
職員に可能な限り研修機会を提供するとともに内部研修も実施し、職員の実務能力の安定維持・向上に努めます。
身体拘束等の適正化及び虐待防止に取り組み、高齢者の尊厳保持に努めます。
また、日々の接遇に重きを置き介護サービスのプロとしての自覚を個々に持つよう努力します。
 - ※（別紙1）「研修計画」参照
- ・職員の資格取得支援
介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、認定特定行為業務従事者等の資格取得を支援します。

5. 介護サービスの資質向上

- ・当施設で提供している指定特定施設入所者生活介護サービスの質の評価を行い、常にその課題や問題点の改善を図ります。
- ・自ら「介護サービス自主評価」を実施し、現状チェックを行いながら改善に努めます。
- ・個人情報等の記録物は、外部者からの閲覧を防止するために書棚等での施錠保管及び外部への持ち出し禁止とし、不要となった物は直ちにシュレッダー処理を行い、個人情報及び特定個人情報並びにプライバシー等の保護に努めるとともに守秘義務を厳守します。
- ・当施設の利用者（入居者及び家族）等から『苦情及び相談』があった場合は、‘誠意を持って素早く適切に’解決に向けて対応していきます。

- ・利用者に喜ばれるサービスの提供を常に考えていきます。
- ・利用者及びご家族の希望を伺い、看取り指針により人生の最後まで穏やかな生活を送っていただけるよう努めます。
- ・自立支援に向けた取り組みをさらに進めていきます。
- ・身体的拘束等の適正化に向けた取り組みをさらに進めていきます。

6. 健全な施設運営

- ・国及び県等の法令・規則等を遵守し、適正・効率的な施設運営に努めます。

会議等	主任者会議	毎月第1火曜日開催
	スタッフミーティング	毎月第2・4木曜日開催
	給食担当者的会議	3か月毎に1回開催
	身体的拘束等適正化検討委員会	3か月毎に1回開催
	虐待防止検討委員会	3か月毎に1回開催
	事故防止検討委員会	3か月毎に1回開催
	感染対策委員会	3か月毎に1回開催
	行事担当者的会議	毎月1回開催
	計画検討会議	毎週木曜日開催

7. 職員体制 職員数 33名（パートを含む）

施設長1名	事務長1名	生活相談員1名
栄養士1名	調理員7名	計画作成担当者2名
機能訓練指導員1名	看護職員4名	介護職員15名

令和7年度ケアハウス上河原 職員研修計画

年度目標：「1 ランク上の技術を獲得し、知識を習得する」

評価 A よくできた B できた C ふつう

開催月	職場内	職 場 外	参 加 者	報告	評価
4 月	事故防止対策研修		全職員		
5 月	身体拘束廃止研修	接遇リーダー研修会	中堅職員		
6 月	感染症対策研修	ケアハウス部会の研修 実務者研修	中堅職員 2年以上程度		
7 月	虐待防止対策研修	中堅職員研修 認知症研修 実務者研修	中堅・指導的職員 中堅・指導的職員 2年以上程度		
8 月		社会福祉セミナー リスクマネジメント 研修 実務者研修	中堅・指導的職員 中堅・指導的職員 2年以上程度		
9 月	業務継続対策研修	メンタルヘルス研修 実務者研修	中堅・指導的職員 2年以上程度		
10 月	事故防止対策研修	生涯研修（管理コース） 実務者研修	中堅・指導的職員 中堅・指導的職員 2年以上程度		
11 月	身体拘束廃止研修	介護職員実技講習 実務者研修	2年以上程度 2年以上程度		
12 月	感染症対策研修	介護職員実技講習 中堅職員研修	2年以上程度 中堅・指導的職員		
1 月		介護指導技術研修会 看取りケア研修会	中堅・指導的職員 中堅・指導的職員		
2 月	虐待防止対策研修	社会福祉セミナー	2年以上程度 中堅・指導的職員		
3 月	業務継続対策研修	中堅職員研修	中堅・指導的職員		

※年度終了時に評価を行い、次年度の研修計画をたてる。

評価：「

」